

## 第2 「法人税の過少申告加算税及び無申告加算税の取扱いについて」関係

平成12年7月3日付課法2-9ほか3課共同「法人税の過少申告加算税及び無申告加算税の取扱いについて」(事務運営指針)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p><b>第4 通算法人等に係る取扱いの適用</b></p> <p><u>第1から第3までの取扱いは、通算法人(通算法人であった内国法人を含む。以下同じ。)の法人税に対する通則法第65条及び第66条の規定の適用に当たっても同様とするほか、次に掲げる取扱いは、それぞれ次に定めることに留意する。</u></p> <p>(1) <u>第1の1の取扱い</u></p> <p><u>「法人税法第64条の5及び第64条の7の規定その他通算法人のみに適用される規定(以下「通算規定」という。)に係る金額の計算の基礎とされた他の通算法人の有する金額等が異動したことに伴い、当該通算法人に通則法第35条第2項の規定により納付すべき税額が生じたこと」は、他の通算法人及び当該通算法人のいずれについてもその責めに帰すべき事由のない場合を除いて、通則法第65条第4項第1号に規定する正当な理由があると認められる事実に該当しない。</u></p> <p>(2) <u>第1の2本文の取扱い</u></p> <p><u>他の通算法人の通算適用事業年度(通算規定を適用した事業年度をいう。)に係る調査により、当該他の通算法人に対して、通算規定に係る金額の計算の基礎とされた当該他の通算法人の有する金額等に関する非違事項の指摘等があったとしても、第1の2に定める事由により、当該通算法人が調査のあったことを了知したと認められる前に修正申告書が提出された場合の当該修正申告書の提出は、原則として、通則法第65条第1項又は第5項に規定する「更正があるべきことを予知してされたもの」に該当しない。</u></p>	(新設)